# 功山寺公衆便所新築工事設計委託業務に係る

# プロポーザル実施要項

令和８年１１月

下関市環境部環境施設課

## 1　目的

本要項は、「功山寺公衆便所新築工事設計委託業務」の受託に最も適した候補者を公募型プロポーザル方式で選定するために、必要な事項を定めることを目的とします。

## 2　業務概要

（１）業 務 名　　功山寺公衆便所新築工事設計委託業務
（２）履行場所　　下関市長府川端一丁目２１６２－３
　　下関市長府川端一丁目２－３
（３）履行期間　　契約締結日から令和１０年２月２９日まで
（４）業務内容　　「功山寺公衆便所新築工事設計委託業務仕様書」のとおり

## 3　提案限度額

７，８５２，０００円（消費税及び地方消費税を含む）

## 4　日程

（１）プロポーザル実施の公告日　　令和８年１１月１８日（水）
（２）参加申込書の提出期限　　令和８年１２月　４日（金）１６時３０分
（３）参加資格審査結果通知　　令和８年１２月１０日（木）までに発送
（４）質問の受付期間　　令和８年１２月１０日（木）から
　　令和８年１２月１８日（金）まで
（５）質問に対する回答　　令和８年１２月２４日（木）まで
（６）提案書提出期限　　令和９年　１月１５日（金）１６時３０分
（７）選考結果通知　　令和９年　２月　５日（金）までに発送

## 5　参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。
（２）下関市建設工事等競争入札参加有資格者名簿の「建築コンサルタント」に登録があること。
（３）下関市内に本社、本店を有すること。
（４）本プロポーザルの公告の日から提案書の提出日までの間に、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
（５）建築士法第２３条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

## 6　参加申込手続

（１）提出書類

ア　参加申込書（様式第１号）　　１部

イ　参加者の概要（様式第２号）　　１部

ウ　一級建築士事務所登録証明書（コピー可）　１部

（２）提出方法　　持参又は郵送

なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については、市はその責めを負わないものとします。

（３）提出期限　　令和８年１２月４日（金）１６時３０分までに必着

（４）提 出 先　　下関市環境部環境施設課（下関市古屋町一丁目１８－１）

（５）参加資格審査の結果通知

ア　通 知 日　令和８年１２月１０日（木）までに発送

参加申込書を提出したにもかかわらず、参加資格審査結果の通知がない場合は、お手数ですが、令和８年１２月１４日（月）１７時までに事務局に電話でご確認ください。

イ　通知方法　電子メール（参加申込書に記載のメールアドレス宛てに通知）

ウ　そ の 他　参加資格審査の結果について、当該通知日の翌日から起算して７日以内に、書面（任意様式）にて市に説明を求めることができるものとします。

## ７　質問の受付及び回答

（１）質問

ア　提出様式　任意様式

イ　提出方法　電子メール（件名を明記し、着信確認の連絡を行うこと。）

ウ　提出期間　令和８年１２月１０日（木）～令和８年１２月１８日（金）必着

エ　提 出 先　下関市環境部環境施設課

TEL：083-252-1943

電子メール：kksisetu@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

（２）回答

ア　回答方法　とりまとめの上、質問者が特定されない形で下関市ホームページに掲載

イ　回 答 日　令和８年１２月２４日（木）までに回答

## ８　提案書作成方法等

（１）提出書類

ア　提案書の提出について（様式第３号）

イ　企画提案書（任意様式）

「功山寺公衆便所新築工事設計委託業務仕様書」及び別紙１「評価基準」を踏まえ、次の（ア）～（カ）に掲げる内容を記載すること。なお、詳細な設計図を求めるものではありません。

（ア）建設予定地域の景観条件及び歴史的背景に対する考え方

（イ）新築公衆便所の外観デザインとその方向性

（ウ）バリアフリーや夜間利用への配慮について

（エ）維持管理性やライフサイクルコスト縮減への配慮について

（オ）新築公衆便所内のレイアウト、内装イメージ

（カ）業務の実施体制

ウ　業務実績（任意様式）

過去１５年間（平成２３年１月以降）で、新築設計業務を受注し、履行した実績がある場合は、次の（ア）～（ウ）に掲げる事項を記載すること。官民、建築物の用途は問いません。記載にあたっては、別紙１「評価基準」を参照し、記載件数は２件を上限とすること。

（ア）設計施設の概要

（イ）契約金額

（ウ）履行期間

エ　価格提案書（任意様式）

総額（消費税及び地方消費税相当額を含む）及び積算内訳を記載すること。ただし、総額は本要項中の「３　提案限度額」に示す金額以下としてください。

（２）提出部数　　ア　　１部

イ～エ　　正本１部、副本６部

（３）提出期限　　令和９年１月１５日（金）１６時３０分までに必着

（４）提出方法　　持参又は郵送

なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については、市はその責めを負わないものとします。

（５）留意事項

ア　１者１提案とします。

イ　企画提案書はＡ４サイズ（縦・横自由）片面印刷で、６枚以内とします。

ウ　企画提案書には、ページ番号を付し、左上端１箇所をホッチキス綴じすること。

エ　業務実績はＡ４サイズ（縦・横自由）片面印刷で、１枚にまとめること。

オ　企画提案書及び業務実績について、イメージスケッチや図表、写真の表示等は自由とします。

カ　企画提案書、業務実績、価格提案書の正本には事業者名を記載し、副本については提案者が特定できないよう、事業者名やロゴなど該当箇所をすべてマスキングした上で提出すること。

キ　提案内容は簡素な文章を用い、専門知識を有しない者でも理解できるよう配慮すること。また、視覚的に見やすいものとすること。

ク　提案内容は、受託候補者選定のものであり、市との協議の上、変更する場合があります。

（６）提 出 先　　下関市環境部環境施設課（下関市古屋町一丁目１８-１）

## ９　審査方法

（１）審査方式

審査は、提出書類の内容に基づき書面により行う。

（２）評価基準

別紙１「評価基準」のとおり

（３）候補者の選定方法

ア　市が設置したプロポーザル審査委員会が提案内容の審査を行い、評価基準に基づき評価を行います。

イ　参加者が１者の場合であっても審査を行います。

ウ　失格者を除き、各評価項目の評価点の合計（以下「総合点」という。）が最も高い者を候補者とします。

エ　ウにおいて、総合点が同一の提案者が複数いた場合には、評価項目中の「１．提案書の内容」の項目の評価点が高い者を候補者として選定します。なお、「１．提案書の内容」の評価点も同一となる場合は、審査委員で協議の上順位を決定します。

オ　ウにおいて選定した候補者と随意契約の交渉を行います。ただし、その者と合意に至らない場合は、総合点が次に高い者と交渉を行います。

カ　上記にかかわらず、総合点が評価点全体の６０％未満の場合には、候補者として選定しません。

## １０　選定結果について

選定結果は、候補者の選定後、全ての提案者に対し選定結果通知書（様式第４号）により通知します。

また、選定結果通知書を発送した日の翌日以降に、次の項目を本市のホームページ（しごと・事業者＞入札・契約・登録＞下関市業務委託等の部屋（上下水道局を除く）＞プロポーザル情報）に公表します。

（１）所管課及び業務名

（２）提案者数

（３）候補者の名称及び総合点

## １１　契約締結に向けての協議

（１）提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、候補者と当該業務の仕様等について交渉を行った上で、見積書の提出を求め、契約を締結します。

（２）業務の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできません。

（３）業務の実施に際しては、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）の規定に基づきこれを適切に取り扱うものとします。

## １２　情報公開

市は、提出された提案書等について、下関市情報公開条例（平成１７年２月１３日条例第１６号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとします。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があります。

また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響がでるおそれがある情報については契約締結後に開示するものとします。

## １３　その他

（１）提出書類の取扱い

ア　提出された書類は返却しません。

イ　提出後の訂正、差し替えは、市から指示があった場合を除き認めません。

ウ　提出された書類は、本プロポーザルにおける候補者選定以外の目的では使用しません。

エ　提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合があります。

（２）本プロポーザルに係る費用については、全て参加申込者の負担とします。やむを得ない理由により本プロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を本市に請求することはできません。

（３）参加申込書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する時（選定後に辞退する時も含む。）は、辞退届（任意様式）を提出してください。

（４）次の事項のいずれかに該当する提案者は失格とします。

ア　参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合

イ　提出書類に虚偽の記載があった場合又は不備があった場合

ウ　本要項に示した提出期日、提出先、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ　選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ　価格提案書の金額が、限度額を超過した場合

（５）提案書の著作権は、当該提案書を作成した者に帰属するものとしますが、当該業務の契約相手となった者が作成した提案書については、市が必要と認める場合には、市は事前に通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとします。

（６）参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできないものとします。

（７）手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限ります。

## １４　提出・問い合わせ先（事務局）

下関市環境部環境施設課　　担当：大田、鈴木

〒750-8521 下関市古屋町一丁目１８－１（リサイクルプラザ管理棟１階）

電話 083-252-1943 ファクシミリ 083-252-1956

電子メール kksisetu@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

## １５　施行期間

本要項は、令和８年１１月１８日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。